

診療報酬施設基準等検討業務仕様書

1 業務名

診療報酬施設基準等検討業務委託

2 業務の目的

近年の医療環境は、少子・高齢化や人口減少社会の進展といった社会構造の変化に加え、医師及び医療スタッフの人材確保や診療報酬の改定への対応等、さんむ医療センター（以下「当院」という。）取り巻く環境は厳しく、経営は厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、当院が担うべき役割を果たすとともに、経営基盤の強化を図りつつ、効果的・効率的な運営体制を構築していく必要がある。

本業務は、これらの課題に対して、診療報酬請求の観点からの経営分析・改善、看護部門への経営支援等を実施するため、専門的な知識や実績を有する事業者が業務を委託して実効性を確保し、経営改善への寄与とすることを目的とする。

3 業務内容

(1) 医師、看護師等の医療関係職及び事務職員への対面会議の開催

- ア 毎月第2月曜日に当院の会議室で開催
- イ 下記(2)から(4)に関する議題資料の作成
- ウ 会議の進行、説明及び議事録の作成

(2) 診療報酬施設基準等に係る保険請求分析・提案

- ア 診療報酬の観点からの病院増収対策
- イ 診療報酬改定時の医局説明会、職員説明会の実施
- ウ 訪問看護ステーションの年度データ分析管理
- エ 毎月のリハビリデータ分析と3ヶ月に1回の現場ヒアリングの実施
- オ 他部門（薬剤課、栄養課等）の現場ヒアリングの実施
- カ その他、増収に係る現場相談対応

(3) 看護部門等に係る経営支援

- ア 看護必要度分析
- イ 入退院関連加算等、収入と看護の質の向上を目的とした目標管理
- ウ 診療報酬改定対応に関する情報提供及び相談対応
- エ 他部門現場ヒアリングのサポート
- オ その他の院内外データを活用した経営データ分析支援

※看護必要度分析の資料作成については、会議開催日の前週までに当院から受託者へ電子メールで必要なデータを提供する。

(4) 病院経営に関するトピックの情報提供

(5) 他病院の費用抑制に関する先進事例の情報提供

(6) 問合せ対応

業務内容に関する相談、問合せに対し、電話及び電子メール等により適時

対応すること

4 業務期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

5 留意事項

- (1) 業務を実施するうえで必要な資料等は、受託者において入手すること。
ただし、当院から提供可能な資料は無償で貸与又は提供する。
- (2) 受託者は、本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、あらかじめ当院の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密、個人情報等について、業務期間内及び業務完了後においても厳格に取り扱うこと。
- (4) 契約書（仕様書及び企画提案書を含む。）に記載のない事項及び本業務に関する疑義が生じた場合については、その都度双方が協議うえ決定しなければならない。